

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成30年3月5日

月 曜 日

第 4322 号

目 次

告 示

○指定管理者の指定	1
○道路の区域変更	3
○道路の供用開始	5

告 示

富山県告示第90号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

平成30年 3 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

立山自然保護センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

立山貫光ターミナル株式会社 富山市桜町一丁目 1 番36号

3 指定の期間

平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで

富山県告示第91号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり

指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月5日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

県民公園頼成の森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人花と緑の銀行 富山市婦中町上轡田42番地

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第92号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月5日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

県民公園自然博物館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園 射水市黒河字高山4774番6

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第93号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

平成30年3月5日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

県民公園野鳥の園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園 射水市黒河字高山4774番6

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

富山県告示第94号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月5日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月5日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 石田停車場線	黒部市正光寺新字蓮池 383 番4から	変更前		最大 11.9 最小 7.1	26.1	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市岡 201番地先まで	変更後		最大 22.8 最小 7.5	27.0	

県道 富山庄川線	富山市婦中町下瀬字茸山 770番2から	変更前		最大 16.0 最小 12.9	85.3	富山土木 センター
	富山市婦中町下瀬字茸山 769番2まで	変更後		最大 20.9 最小 13.6	85.3	
県道 入善朝日線	下新川郡入善町古黒部4027 番から 下新川郡朝日町草野字西川 原29番地先まで	変更前	A	最大 17.3 最小 12.0	138.8	新川土木 センター 入善土木 事務所
	下新川郡入善町古黒部3379 番地先から 下新川郡朝日町草野字西川 原 931番1地先まで	変更前	B	最大 7.5 最小 6.6	138.8	
	下新川郡入善町古黒部4027 番から 下新川郡朝日町草野字西川 原29番地先まで	変更後	A	最大 17.3 最小 12.0	138.8	
県道 茗ヶ原八尾線	富山市八尾町角間字堂ノ尻 12番11から	変更前		最大 65.3 最小 33.1	81.2	富山土木 センター
	富山市八尾町角間字堂ノ尻 9番6まで	変更後		最大 68.3 最小 33.1	81.2	
県道 下瀬小倉線	富山市婦中町外輪野字大構 7357番10から	変更前		最大 25.7 最小 19.3	43.7	富山土木 センター
	富山市婦中町外輪野字大構 7357番10まで	変更後		最大 43.0 最小 19.3	43.7	
国道 471号	南砺市岩武新字五斗割8番 1地先から	変更前		最大 16.4 最小 8.6	308.0	砺波土木 センター
	南砺市本江 562番まで	変更後		最大 18.1 最小 13.9	308.0	
県道	富山市四方字向野1723番6 から	変更前		最大 18.7 最小 9.9	46.3	富山土木 センター

四方新中茶屋線	富山市四方荒屋字焼田割3302番1まで	変更後	最大 16.9 最小 9.5	46.3
---------	---------------------	-----	-------------------	------

富山県告示第95号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月5日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年3月5日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 石田停車場線	黒部市正光寺新字蓮池 383番4から 黒部市岡 201番地先まで	平成30年3月5日	新川土木センター 入善土木事務所
県道 富山庄川線	富山市婦中町下瀬字茸山 770番2から 富山市婦中町下瀬字茸山 769番2まで	平成30年3月5日	富山土木センター
県道 茗ヶ原八尾線	富山市八尾町角間字堂ノ尻12番11から 富山市八尾町角間字堂ノ尻9番6まで	平成30年3月5日	富山土木センター
県道 下瀬小倉線	富山市婦中町外輪野字大構7357番10から 富山市婦中町外輪野字大構7357番10まで	平成30年3月5日	富山土木センター
国道 471号	南砺市岩武新字五斗割8番1地先から 南砺市本江 562番まで	平成30年3月5日	砺波土木センター
県道 四方新中茶屋線	富山市四方方向野1723番6から 富山市四方荒屋字焼田割3302番1まで	平成30年3月5日	富山土木センター

